

函館市監査公表第22号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

函 都 景
令和4年(2022年)9月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	都市建設部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・		その他(行政監査)
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項, 指摘事項, 意見			
イ 郵便切手の使用について (エ) 郵便切手の調達について 調達に当たっては、年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ、 計画的に調達し、繰越し分の縮減に努めるとともに、適切な予算額の計 上および予算執行に努められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
郵便切手は、空家対策業務や市営住宅管理業務における戸籍調査等で使用 しておりますが、使用時期や数量が確定しておらず、常時一定数を保有して きたところであります。極力、使用状況の事前把握に努めることはもとより、 紛失・盗難などの事故によるリスクを低減させるためにも、年度中に必要な 数量を的確に見込み、過大に保有することのないよう計画的に調達してまい りたいと考えております。			